

5 脱炭素社会の実現

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講ずるため、温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金等にインセンティブを付与するなど財政支援を拡充すること。

【要請の背景】

令和2年10月、我が国は、国際社会へ向けて、2050年カーボンニュートラルを宣言し、令和3年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。これを受け、令和3年に国において「地域脱炭素ロードマップ」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定がなされ、令和7年までの集中期間に政策を総動員するとともに、少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施すること等により、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとしている。

国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、全国の市町村の先導的役割を担い、地域の脱炭素化を牽引し、より一層の再生可能エネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動の影響への適応に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。

国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業にインセンティブを付与するなど各種所管業務の枠を越えた、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。

2050年までの 脱炭素社会の実現を 目指す

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和3年6月）
「地域脱炭素ロードマップ」の策定（令和3年6月）
「地球温暖化対策計画」の改定（令和3年10月）

脱炭素社会の実現に向けて必要な取組

～組織横断的に実施～



- 再生可能エネルギー及び水素等 CO₂フリーエネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進
- 気候変動の影響への適応に関する取組



国に求める支援

○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど 財政支援を拡充する

あらゆる分野で、温暖化対策を主目的としない事業も対象とする

- デジタル技術 ●ライフスタイル ●消費 ●インフラ ●観光 ●商工業 ●交通
- まちづくり ●住宅 ●建築物 ●農林水産業 など

CO₂
ゼロ！

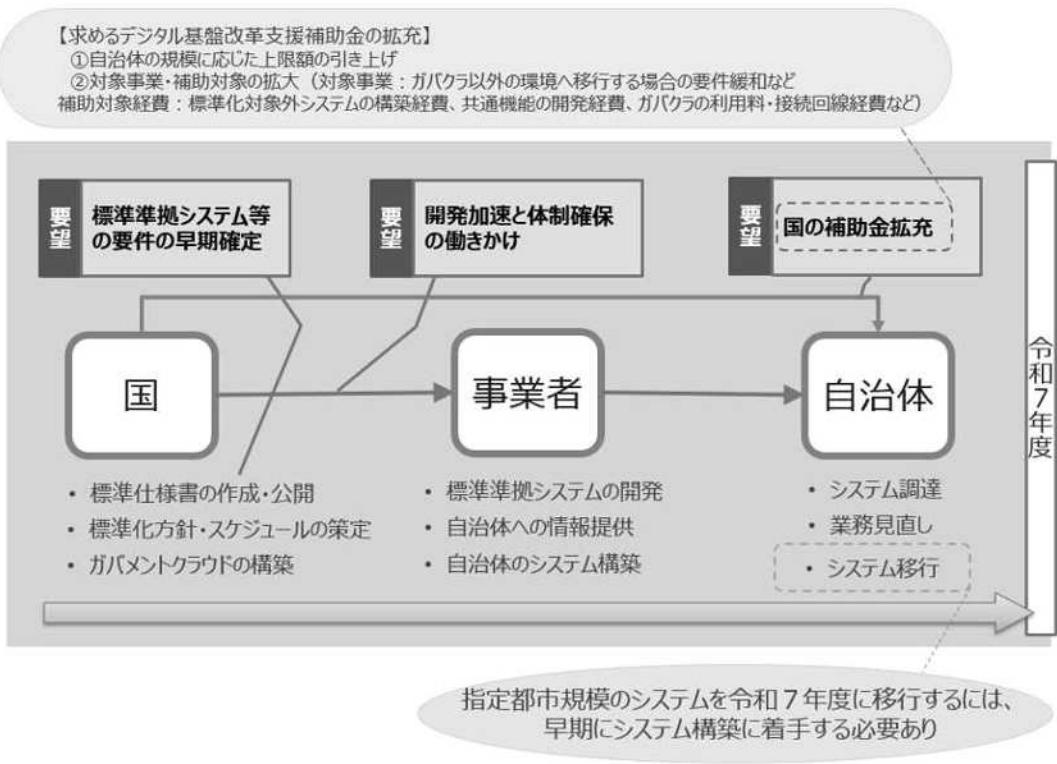
脱炭素社会の実現

6 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決

- (1) 指定都市の実情に応じて、デジタル基盤改革支援補助金の上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充し、必要経費を全額補助すること。また、ガバメントクラウドの利用についても、過度な費用負担が生じないよう措置すること。
- (2) 指定都市規模のシステムの移行には十分な期間と事前検討が必要となることから、再検討とされた指定都市要件について早期に標準仕様に反映するとともに、当該要件を含む標準準拠システム、共通機能及びガバメントクラウド等の要件を早期に確定し、情報提供を行うこと。
- (3) 事業者に対してシステム開発の加速や十分な体制確保を強く働きかけるとともに、指定都市の機能要件に対応した標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行の目標時期や財政措置について柔軟な対応を行うこと。

【要請の背景】

- (1) デジタル基盤改革支援補助金（以下、「補助金」という。）は、指定都市規模のシステムを考慮したものになっておらず、移行経費全体を賄えるものではない。また、一体的に再構築する必要がある標準化対象外の業務システムは、標準準拠システムとの連携に要する経費しか補助金の対象となっていない。加えて、国はガバメントクラウド（以下、「ガバクラ」という。）の利用料及び接続回線費用の負担を求めるとしているほか、ガバクラ以外の環境を利用する場合においては、一定の要件に合致しない限り補助金の対象外としているため、一層の財政措置を講ずるべきである。
- (2) 令和7年度中の移行のためには早期に事業者を決定し、システム構築に着手する必要があるが、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において条件付き成案や再検討とされたものをはじめ、標準準拠システム、共通機能、ガバクラ等の要件が未確定の状況であり、早期に確定すべきである。
- (3) 指定都市規模のシステム構築には大規模な体制が必要となるため、事業者の体制不足により標準準拠システム導入の提案を得られる見込みがなく、目標時期での移行が難しい業務が存在する都市が既に多数あるため、柔軟に対応すべきである。



7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靭化の推進

- (1) インフラ施設の長寿命化対策、国土強靭化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うこと。
- (2) 新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

【要請の背景】

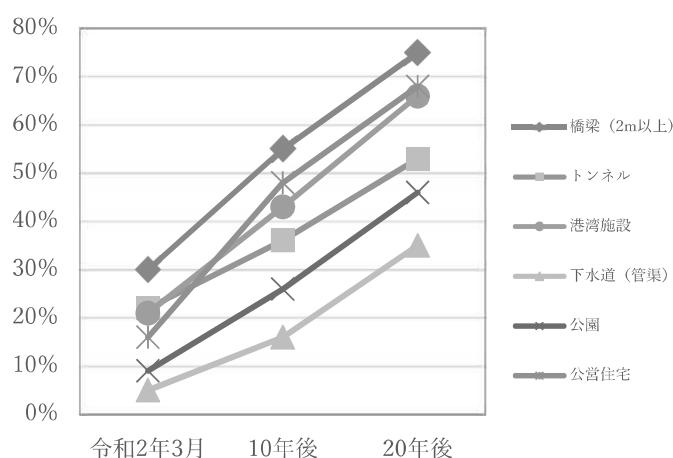
(1) 地方自治体が管理する道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。特に人口や産業が集積する政令指定都市では顕著である。

地方自治体においては、事故の未然防止やコストの最小化、予算の平準化を図るために、各インフラ施設の長寿命化計画を策定し、予防保全型の修繕・更新を進めているほか、風水害や大規模地震対策などの機能向上を図る改築・更新等を進めており、引き続きこれらに必要な財源を安定的に確保する必要がある。加えて、橋梁などのインフラ施設には低濃度P C Bが含まれる場合があり、P C B特措法の処理期間内（令和8年度末）に除去する必要があるが、十分な財源措置がなされていない状況である。

こうした状況を踏まえ、今後も維持管理、改築・更新や、国土強靭化等にかかる必要な財源とあわせ国土強靭化等を推進する人員体制についても安定的に確保できるよう中長期的かつ明確な見通しの下、重点的な支援を行うべきである。

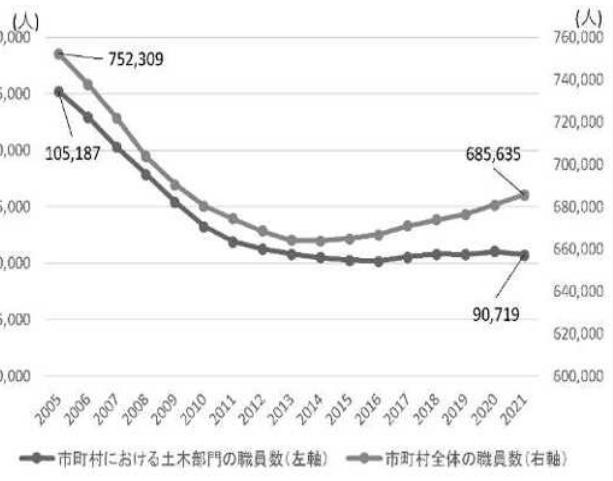
(2) 国においても、増加する維持管理費用の最小化に向け、推奨技術などに選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方自治体が広く活用できるよう、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に加え、道路施設などの維持管理業務における包括的な民間委託といった新たな手法の導入についても情報提供などを引き続き行うべきである。

図1:建設後50年以上経過する施設の割合



出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）【令和3年6月18日】

図2:市町村における職員数の推移（市町村全体・土木部門）



出典：インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き

【令和5年3月】（国土交通省）

8 教職員不足への対応と働き方改革の推進

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

- (1) 教職員不足の解消には教職調整額の一括支給の見直しや新たな手当の創出など実態に即した制度改正を行うべきである。また、臨時的任用教員の待遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進のための一層の財政措置を講ずるべきである。
- (2) 教職員定数の更なる改善策として、対象教科を拡大するなど小学校での教科担任制を恒常的に実施できる体制整備を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していくよう、定数配置基準の見直しを行うべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。あわせて、地方公務員の定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に際して見込まれる増員についても、定数措置を講ずるべきである。
- (3) いじめや不登校等の課題により丁寧に対応する上では、常勤のSCやSSWなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。
- (4) 育児休業者の代替に正規教職員を充てることは教職員の働きやすい環境づくりに資するため、これを算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

財政措置

の拡充

- 教職調整額の一括支給の見直しや新たな手当の創出
- 臨時的任用教員の待遇改善
- 部活動指導員や教員業務支援員等の配置拡大や補助基準額の引上げ

教職員定数

の充実

- 小学校の教科担任制実施に向けた体制整備
- 特別支援学校の定数配置基準見直し
- 専門人材（理学療法士や医療的ケア看護職員等）の配置拡充
- 定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に向けた定数措置

国庫負担金

の対象拡大

- いじめや不登校等の課題に対応するため、SCやSSWを国庫負担金の対象に
- 育児休業者の代替に正規教職員を配置した際も国庫負担金の対象に

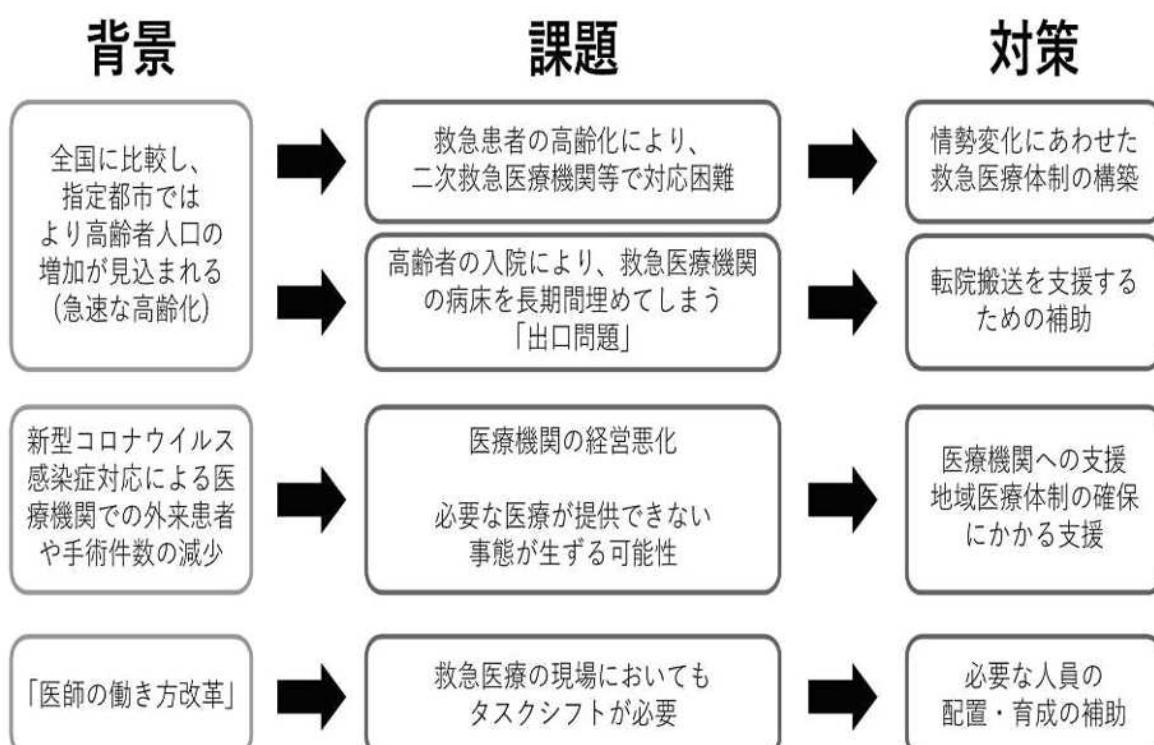
教職員不足への対応と働き方改革の推進

9 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援

- (1) 救急医療を含む地域医療提供体制の維持・確保に必要な財政支援を講ずること。
- (2) 救急患者の処置後の転院等を円滑にするため、必要な財政措置を講ずること。
- (3) 救急医療の現場におけるタスクシフトを促進するため、必要な財政措置を拡充すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市においては、他の市町村に比べて人口減少が穏やかであるにも関わらず、急速な高齢化が見込まれている。また、救急患者の高齢化に伴い、複数の診療科で幅広い診療を行う必要があるなど、二次救急医療機関等では対応困難な事例が増加しており、他市町村からの患者受入等により圏域全体の医療を支えている指定都市において、救急医療体制の維持・確保が困難となっていることから、限りある医療資源を有効活用するなど、近年の情勢変化等にあわせた救急医療体制を構築する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響による、医療機関の経営悪化は続いており、地域医療を支えている医療機関への継続的な支援を行わないと、必要な医療が適切に提供できない事態が生ずる可能性がある。これらのことから、高齢者の救急に対応する医療機関への新たな支援制度の創設や、地方の実態を踏まえた診療報酬への持続的な反映等の財政支援を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者の救急搬送では、救急処置後も、要介護等の理由で転院・退院先が決まらず、救急医療機関の病床を長期間埋めてしまう「出口問題」が生じているため、転院搬送の円滑化に向け、救急患者の転院受入を行う医療機関に対する診療報酬上の加算措置や、民間救急車及び病院救急車の転院搬送への活用にかかる補助、転院搬送を支援するシステムの開発・運用等にかかる新たな財政措置を講ずる必要がある。
- (3) 令和6年度に施行される「医師の働き方改革」を受け、医師の長時間勤務を是正する必要があることから、医師の業務の一部を担う院内救急救命士やトリアージナースなどの配置・育成等にかかる補助など、必要な財政措置を拡充する必要がある。



10 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備を推進するために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図るほか、公立学校施設整備費負担金について2か年を超える国の債務負担の設定を可能とすること。
- (2) 老朽化対策に対する補助要件の緩和や補助単価の引上げ等制度の充実及び高校への補助拡充、バリアフリー化や小学校の35人学級編制への対応のための補助制度の充実を図ること。
- (3) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、工事の週休2日制が求められ工期の長期化が見込まれることから、各自治体が計画的・円滑に事業実施できるよう、公立学校施設整備費負担金について、2か年を超える国の債務負担の設定を可能にすべきである。また、学校施設の防災・減災機能の強化については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により事業費が時限的措置として確保されているが、必要財源を継続的に確保すべきである。
- (2) 老朽化対策について設備更新等の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和、補助単価や補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。また、国の整備目標に係るバリアフリー化や小学校35人学級編制の対応等のため、補助制度の更なる拡充を図るべきである。
- (3) 空調設備設置事業について、文部科学省が示す公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保すべきである。

